

京都大学	博士（文学）	氏名	都留 俊太郎
論文題目	一九〇〇-三〇年代台湾農業の社会史 —濁水溪北岸地域の事例を中心に—		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本論文は、日本植民地統治下にあった1900 - 1930年代の台湾農業の展開とその下での農民の動向について、濁水溪北岸地域を事例として社会的に考察したものである。</p> <p>植民地期台湾に関する従来の歴史研究は、植民地統治下にあった人びとの経験を、漢人男性知識エリートの活動・営為に着目して論じてきた。そうした研究潮流においては、文化に関わる自治やアイデンティティが重要な論点となった。それに対して本論文では、一農村地域の社会史を検討し、人びとの生存における経済（物質）的な経験、経済の自治・自律をめぐる営為を跡づける。</p> <p>事例として取り上げる台湾中西部の濁水溪北岸地域では、1920年代半ばに甘蔗（サトウキビ）の栽培が広がり、栽培面積が飛躍的に伸びるとともに単位面積当たりの収量も全島で有数の水準に達した。また、1930年代には水田灌漑を目的とする動力ポンプが普及し、同地域は島内の農業地帯でも商品経済がとくに急速に進展した地域となった。そこに生きた人びとの経済的経験は、台湾全体の平均的なものというより、極端なものであった。とはいえ、商品経済の拡大は植民地期に全島的に生じた現象であり、濁水溪北岸地域の歴史には植民地期台湾の農村の人びとの経験が縮図として現われたと言える。</p> <p>濁水溪北岸地域の農民の経験を分析するにあたり、本論文では、日本・台湾の図書館・文書館に所蔵される文書史料に加えて、同地域で今日まで保存されてきた学籍簿・戸籍・族譜等の史料を用いる。また、当該農村において在来言語（台湾語）を用いて収集したオーラル・ヒストリーを積極的に活用する。</p> <p>第一章では、先行研究に拠りながら、清代における漢人の台湾への入植と農業経済の発展とを濁水溪北岸地域の場合について検討した上で、植民地期初期から20世紀前半の同地域の土地制度や生産の状況について、環境条件等と併せて概観する。濁水溪北岸地域は、頻繁な河川氾濫、海岸部における季節風やアルカリ土壌といった独自の環境条件を有し、19世紀初頭には、そうした地域環境に合わせた漢人農家経営が広がった。畜産と組み合わせた畑作が主に行われ、市の形成とともに農産物が活発に取り引きされるようになった。1860年代の開港後は商品経済の発展が加速し、清末には製糖場や製油場の林立する状況が生まれた。植民地期に入ると、台湾総督府は清朝とは異なり、地方行政機構や警察の整備を通じてより直接的に地域社会に影響力を及ぼした。土地調査事業を通じた近代的な土地所有権の確立、縦貫鉄道等の基盤設備の整備も進められた。地方行政機構の上層はいずれも内地人により占められ、それらの政策は概ね上意下達の形で、内地人によって実施され</p>			

た。しかし、行政機構の末端には、清末から引き続いて、台湾人地域エリートが参与していた。彼らの権限には大きな制約があったものの、公学校の設立のような事業を主導することで、総督府が目指す上意下達の系統とは異なる権力の場をも地域内に生み出した。

1900年代以後の濁水溪北岸地域の社会・経済は、こうした前提の下で展開した。

第二章では、それまで在地の台湾資本により担われていた製糖業が、1900年代に域外の巨大な台湾資本及び内地資本によって掌握されていく過程を検討し、続く章の基本的な背景を提示する。1900年代半ばの糖価の高騰に伴い、台湾では全島的に糖業ブームが生じ、濁水溪北岸地域でも在来糖廊（製糖場）の増設や改良糖廊の新設が相次いだ。在来糖廊を経営していた在地の台湾資本が共同で出資して改良糖廊を経営する北斗製糖公司のような例も生まれた。在地の台湾資本には、自ら技術・規模の革新を積極的に進める動きが存在したのである。しかし、総督府は甘蔗の採取区域制度の導入を中心とする糖業政策を進め、より一層の機械化・大規模化を推し進める新式製糖会社を誘致することで、こうした在地の資本による技術革新の芽を摘んだ。そして、1910年代初頭には域外の巨大な台湾資本である林本源製糖（林糖）・辜頭栄製糖場、内地資本の源成農場がこの地域での製糖業を掌握した。新式製糖場を擁する林糖が地域に与えた影響にはとりわけ大きなものがあった。林糖は採取区域制度により甘蔗を独占的に買い取れる立場を享受し、甘蔗農家は会社の言い値で甘蔗を売ることが余儀なくされた。また、地域を横断して敷設された軽便鉄道は、甘蔗・砂糖の輸送とともに旅客・貨物運送も担い、社会・文化的側面においても小さからぬ影響を及ぼした。とはいえ、1910年代前半には糖価が低落し、風水害、環境条件等の理由からも濁水溪北岸地域の農家は甘蔗作を避けようとし、林糖の経営は低迷した。1910年代前半の時点では、濁水溪北岸地域の農業は未だ従前と大きく変わってはいなかったと言える。

以上を前提に、第三章では、総督府による濁水溪護岸工事を契機として地域の農業経済にダイナミックな変容が生じたことを明らかにする。大戦景気はこの地域にも少なからぬ影響を与えたが、より深甚な影響を与えたのが、総督府が1918年から1921年にかけて実施した濁水溪護岸工事である。これにより、土地の浸水リスクが大幅に減少し、従来とは異なる農業経営が可能になり、それと連動して地価及び小作料も高騰した。畑作地帯の農家はそれまでの粗放的な栽培に代わり、収益性の高い甘蔗作を中心とする経営を選択していった。そうした傾向がとくに顕著だったのが海岸部であり、多くの農家が甘蔗栽培とその技術改良に乗り出した。1920年代半ばに林糖採取区域内の甘蔗栽培面積のうち約三分の二が海岸部に集中し、島内でも有数の単収を達成したことは、この間の地域経済の急速な変容を物語っている。しかし、まもなく林糖は、単収を規準とする原料甘蔗の選別を図るようになる。この措置は、「熱心」で「善良」な農家を奨励するという名目で低成績の農家を排除することを意味した。その中で排除の対象として浮かび上がったのが、厳しい環

境条件下にある海岸部の農家であった。それでも、護岸工事完成後の海岸部の農家にとって、甘蔗は最も収益性の高い作物であり、小作料が高騰し生活支出に占める現金支出の割合が増加する中で、すでに手放しがたい作物ともなっていた。林糖が選別あるいは廉価での買い取りを強行に進めようとする中で、海岸部の農家の反発は高まり、農民運動へとつながっていった。

第四章では、その農民運動を検討する。「二林蔗農事件」と後に称された農民運動は、従来の研究では、文化協会の自治運動にかかわっていた知識エリート（李応章グループ）の指導によるものと理解されてきた。しかし、前述の多様な史料の分析は、事件に至る運動が、甘蔗栽培の勃興から会社による選別を経験した農民たちの経験に根ざす、広範な社会的基盤を持つものであったことを示している。彼らは、会社が甘蔗の刈り取り以前に買い取り価格を提示することを求めたのであり、地域エリートや知識エリートは、そうした農民たちの要求を代弁する形で会社との交渉を担ったのである。交渉が決裂するとエリートたちは舞台を降りてしまうが、人びとは甘蔗の刈り取り現場において、自らの行動を統制しつつなお粘り強く会社との交渉を追求した。彼らは自らの生存に関わる具体的利益に根ざした要求を掲げることで、植民地的状況に対するより根本的な批判者たり得たのである。しかし、その要求の穏健さにもかかわらず、彼らの運動は最後には襲撃事件を発生させ、大量の逮捕者を出す結果となった。大きな代償を払うことになった人びとは、植民地統治下で優遇された者たちの地位がいかに揺るぎないものであるかを見せつけられた。

第五章では、事件後に生じた、自作地主らによる動力ポンプ灌漑の導入について検討する。昭和恐慌期に至って糖業をめぐる危機は深刻化し、そのしわ寄せは、甘蔗買い取り価格の引き下げと収穫作業の合理化を通じて、甘蔗農家へと向かった。水利条件が悪く稲作への転換が困難な濁水溪北岸地域の甘蔗農家は、このほか脆弱な立場にあった。1930年代初頭のこの状況下で浮上したのが、動力ポンプによる地下水灌漑を通じた稲作への転換である。動力ポンプの設置・運営は巨額の費用を必要としたが、裕福な自作地主層が相次いでこれを導入し、島内でも有数の普及を見た。しかし、1933年半ば以後、総督府は内地の稲作農家の保護を理由に産米制限を進め、ポンプの新設・利用を規制するようになる。農民たちは動力ポンプ規制の間隙を縫って発動機ポンプや風車を普及させたが、戦時体制に向かう中で1930年代末にはこれらも規制されてしまった。

補論では、農家の自給経済に関わる採集活動が検討される。植民地期における濁水溪北岸地域の商品経済の拡大には著しいものがあつたが、それによって農家の自給経済の重要性が低下したわけではない。海岸部の農家は、甘蔗栽培が普及してからも活発に採集活動を行っていた。その背景には、零細農家が食糧・燃料を自給できないことや、人口の急速な増加、農業以外の労働機会が少ないことがあつた。採集の対象は、農業収穫物の残滓から虫類に至るまで多岐にわたる。その活動に携わるのは零細農家の人びと、わけても女性・子供であり、これは商品生産のための農業経営とは対照的な特徴である。採集活動の実

践においては、物の所有をめぐる農民たちの独自の論理があり、負債感の生じない形で富が分配される仕組みがあった。植民地期の台湾人の生存の全体像は、ここに見られるもう一つの経済のさらなる検討を通じて明らかにされなくてはならない。

本論文の検討から、以下の結論を導き出すことができる。

まず、濁水溪北岸地域の農業は甘蔗作・稲作を中心に著しい発展を遂げた。そこにおいて台湾総督府の政策が大きな役割を果たしたことは疑いない。植民地期の農業の展開は、清代においてすでに発展していた商品経済の延長線上においてとらえられねばならないが、植民地期に新たな技術・知識が持ち込まれ、その普及が大規模に推進されたことによる衝撃と影響は、空前のものだった。その最たる例は濁水溪護岸工事であるが、先行する土地所有権の確立、縦貫鉄道の敷設、新式製糖場の導入の影響もそれに劣らず大きかった。

総督府統治下の商品経済では、特定の主体が優遇され、その裏返しとして別の主体が一方的に抑圧・周縁化されるという事態が生じた。商品経済の基礎は元来、自由な経済活動にあり、総督府もその促進・保護を自らの役割としていた。したがって、優遇と抑圧は少なくとも形式上は恣意的にはなく、技術革新の推進と公益の保護という名目上の目的の下で発生した。在来の製糖場の営業が新式製糖場保護の方針の下で停止させられたこと、林糖が優良甘蔗栽培者保護の名目で農家の選別を進めたこと、動力ポンプ灌漑が内地稲作農家の保護、水利紛争の抑止、合理的な水利用を理由に規制されたことは、いずれもその事例である。また、護岸工事が小作料を高騰させ、小作農家に集約的な商品作物栽培への転換を余儀なくさせたように、意図せざる結果として抑圧が生ずることもあった。

技術水準の低い農家が市場から淘汰されていくこと、公益の観点から特定の経済活動が規制されることは、取り立てて問題にされるべき事柄ではないように見える。しかし、植民地期台湾ではいずれの技術が優先されるべきか、何が公益であるかを、統治者（主に総督府）がほぼ一元的に決定していた。これらの点について住民による議論や交渉の空間は著しく狭められ、統治者は自らの判断で経済に介入したのであった。植民地期台湾には民主主義的な政治制度がほとんど存在しなただけでなく、庄長による交渉のような行政を通じた政治回路の機能も限られていた。そうした中で、甘蔗買い取り価格の提示をめぐる林糖の態度に顕著に見られる通り、政策的に優遇された特定の経済主体の地位は揺るぎないものであった。

商品経済と植民地統治の癒着する状況の中で、農民にとって事態を打開する鍵となり得たのも、やはり技術であった。新たな技術導入はまず、旧来の経営を拡張することで、より豊かな生存の可能性を創り出す。在来の製糖業者が共同出資して改良糖廊を運営した事例、小作料が高騰する中で甘蔗作の技術改良を進めた海岸部の小作農家の事例はこれにあたる。製糖会社による甘蔗生産者の淘汰は技術革新の推進を理由に進められたから、技術

導入には淘汰される可能性を低下させることで生存の可能性を拡大するという消極的意味があった。同時に、技術導入が、置かれた状況そのものを根底から変えることによって生存の可能性を創り出すこともあった。甘蔗以外の商品作物栽培の困難と製糖会社による搾取に直面する中で、農民にとって動力ポンプ灌漑が有した意義とはそのようなものであった。特殊な環境条件の下にあり、総督府が実施した護岸工事や製糖会社の極端な経営によってことのほか不安定な生存を余儀なくされた濁水溪北岸地域において、甘蔗栽培の肥培管理から電動ポンプに至るまでの農業技術の導入が全島的にも特筆されるべき水準で進展したのは、偶然ではなかった。

そこには、極度の制約の下で生存を最大限に模索する主体の姿があった。積極的に技術導入を行うそのあり様は、一面では資本によって心性まで支配されたものであったと言える。しかし、目下の生存のためにあらゆる手段を尽くす農民の姿は、最終的には支配され切らぬものであった。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、1900年から1930年代の台湾農業の展開と農民の営みについて、濁水溪北岸という一つの地域に焦点を絞り、社会史的に考察したものである。

台湾中西部の濁水溪北岸地域は、植民地期に甘蔗栽培が急速に広がり、先駆的な農民運動である1925年の「二林蔗農事件」の舞台となったことで知られる。従来の研究は、一連の出来事を、植民地支配に伴う商品経済の拡大、糖業資本による農民の搾取とそれに対する抵抗としてとらえてきた。論者によれば、素朴な支配と抵抗の図式に則った歴史像は、もっぱら漢人男性知識エリートの営為に基づいて描かれたものであった。それに対し、論者は農民たちの経験に徹底的に寄り添い、人びとの生存のあり方を見つめることを自らの課題とし、そのために、二年間以上にわたって当該村落に住み込み、総督府の史料ばかりでなく在地の史料(戸籍簿、族譜、学籍簿など)を発掘して読み込み、また古老からの聞き取りを重ね、植民地時代の農民の経験を再構築することを試みた。論者は当該地域の農民の経験が植民地期台湾の人々の経験の縮図であるとの見通しに立っている。

本論文の構成と内容は以下の通りである。

第一章では、濁水溪北岸地域の農業を分析する前提として、清代以来の漢人の入植と土地制度の変遷、土壌や気候等の環境条件が明らかにされるとともに、この地域においてすでに清末に商品経済が成立していた事実が示される。日本による植民地統治の始まる1890年代半ば以降、土地調査事業を通じて近代的土地所有権が確立され、鉄道等の基盤設備が整備されるとともに、地方行政機構が構築され、地域エリートがそこに組み込まれた。

第二章では、1900年代半ばの糖価高騰を背景に、当該地域で在来の製糖場の増設や技術革新の動きが生まれたことが示される。しかし、総督府の庇護を受けた製糖会社が誘致されることで、台湾人による技術革新の芽は摘まれてしまった。なかでもこの地域で絶大な影響力を持ったのが林本源製糖(林糖)である。とはいえ、1910年代前半には糖価の下落や風水害の影響もあり、この地域の農家が甘蔗栽培一辺倒に移行したわけではなかった。

第三章では、1918年から1921年にかけて総督府が実施した濁水溪護岸工事により、地域の浸水リスクが大幅に減少し、農家が急速に甘蔗栽培へと転じていった事実が示される。しかし、甘蔗を独占的に買い取る権利を会社に認める採取区域制度の下で、林糖は、生産性を上げる農家を優遇する一方で、廉価での甘蔗買い取りを強行した。そのような選別と搾取に、農民たちは不満を強めていった。

以上を踏まえ、第四章で1925年の「二林蔗農事件」が検討される。林糖社員らを農民が包囲・襲撃し100名近くの逮捕者を出したこの事件を、従来の研究は、地域エリートで全島的な自治運動に関わる李応章を中心とする人々によって主導されたものととらえてきた。それに対し、論者は、主として裁判史料を用いて事件の経緯を綿密にたどり、それぞれの局面における参加者とその言動を子細に検証する。そこから、当初会社との交渉を担っていた李応章らに代わって、学歴こそあれエリートとは程遠い若者が場を制御し、会社との交渉を続けようとし、にもかかわらず終には暴力的衝突に至る様子が生き生きと描き出される。本論文の白眉と言うべき部分である。オーラル・ヒストリーによって得られた

農村の政治文化に関する理解も踏まえ、論者は、襲撃事件を頂点とする農民運動に広い社会的基盤があったことを示し、従来の理解に大きな修正を迫る。

第五章では、事件後、昭和恐慌期の糖業危機の中で、動力ポンプによる地下水灌漑を導入してもう一つの商品作物である稲作への転換を図ろうとする農民と、内地の稲作農家保護を理由にそれを規制しようとする総督府との攻防が描かれる。

補論では、商品経済の拡大にもかかわらず農家経営において存続した自給経済の様相が紹介される。食糧や燃料として収穫物の残滓から虫類まで様々なものを採集する活動は、主に女性や子供によって担われた。物の所有をめぐる独自の論理に基づくこの活動は、農民の生存を支え、農家経営の不可欠の部分構成していた。

終章において論者は、商品経済が急拡大し、植民地統治者が公益の名の下に農民を選別し、搾取を正当化する状況の中で、濁水溪北岸の農民たちが自ら新しい製糖法を採り入れたり、甘蔗栽培において施肥による生産の向上を目指したり、甘蔗栽培が不利になれば動力ポンプを導入して稲作に転じようとするなど、与えられた条件の中で積極的に新しい技術を採り入れ生存を模索したと結論し、そこに植民地支配下の極限状態でなお完全には支配に屈しきらぬ農民たちの主体性を見出す。

以上の通り、本論文は、植民地期の濁水溪北岸地域にかんするマイクロヒストリーとして、従来の日本植民地研究が行ってきた伝統的な政治史・社会経済史的分析を大きく脱した境地を切り拓き、植民地支配下の農民の営為を描き出すことに相当程度まで成功している。それにより、従来の「二林庶農事件」像の修正も可能になった。それは長期にわたるフィールドワークによって得られた、文書からオーラル・ヒストリーに至る史料の厚みと、台湾語の修得を含む、地域の社会と文化についての深い理解に裏打ちされたものである。日本植民地研究において、こうした手法に基づく研究は人類学分野での事例がわずかにあるのみで、歴史学的実証においてこの方法が持つ可能性を示したことの学術的貢献はきわめて高く評価される。また、本論文は、農民世界の現実を内在的・多面的に考察することで、男たちばかりでなく女たちの動向にも光を当てており、従来の日本植民地研究の大きな弱点であったジェンダー分析の欠如を克服する先駆的な研究ともなっている。

本論文の叙述が1930年代末で終わっていることは、マイクロヒストリーとマクロヒストリーとを統合し、植民地期台湾の農民世界を日本植民地体制の全体、ひいては世界の植民地体制の中に位置づける上で惜しまれる点である。また、史料の限界もあり、農民運動のメカニズムや、農家経営における商品経済と自給経済の関係がなお十分に描き切れていない憾みも残る。しかし、それらの問題は論者自身がよく自覚しているところであり、今後本論文を著書に練り上げる過程で克服されると期待される。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2019年2月14日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。